

※離婚に伴う主な手続き一覧（参考）

手続項目	詳細	手続内容 など	北本市民の窓口
☐ マイナンバーカード	☐ 券面変更	氏や住所が変わった場合、マイナンバーカードの券面情報を変更したり、内容を更新する必要があります。ご本人がマイナンバーカードを持参して、住民票がある住所地の市区町村窓口で手続きをしてください。	市役所（市民課）
☐ 印鑑登録	☐ 印鑑登録廃止（登録）	離婚により氏が変わった場合や市外転出した場合には、印鑑登録は自動的に廃止されます。改めて印鑑登録が必要な場合は、住民票がある住所地の市区町村窓口で新規に登録してください。	市役所（市民課）
☐ 健康保険 ☐ 年金	☐ 国民健康保険	国民健康保険に加入している場合には、保険証を持参して住民票がある住所地の市区町村窓口で手続きをしてください。 配偶者の扶養から外れるなどして、他の健康保険から国民健康保険に変わる場合には、元の健康保険の資格喪失の証明を持参してください。	市役所（保険年金課）
	☐ 国民年金加入者	扶養されていた3号被保険者の方や、氏や住所が変わる場合は、住民票がある住所地の市区町村窓口で手続きしてください。	
	☐ 国民健康保険以外の健康保険 ☐ 国民年金以外の厚生年金等	健康保険や厚生年金等における氏や住所の変更をしたり、離婚した元配偶者や子どもを健康保険の扶養から外す、年金の第3号被保険者（扶養）から外すなどの手続きは、勤務先になります。	勤務先
☐ 児童手当など	☐ 児童手当	状況により手続きが異なりますので、住民票がある住所地の市区町村窓口にお問い合わせください。	市役所（子育て支援課）
	☐ 児童扶養手当	離婚に伴い、新たに対象者となる可能性がありますので、住民票がある住所地の市区町村窓口にお問い合わせください。	
☐ 医療費助成など	☐ こども医療	氏や住所、健康保険の変更がある場合は、住民票がある住所地の市区町村窓口にお問い合わせください。	市役所（子育て支援課）
	☐ ひとり親医療	離婚に伴い、新たに対象者となる可能性がありますので、住民票がある住所地の市区町村窓口にお問い合わせください。	
	☐ 重度医療 ☐ 自立支援医療	氏や住所、健康保険の変更がある場合は、住民票がある住所地の市区町村窓口で手続きをしてください。	市役所（障がい福祉課）
	☐ 妊婦健診・予防接種手帳	妊婦健診受診表や、乳幼児の予防接種手帳等は、住所異動時に新しい住所の市区町村で交換します。	市役所（健康づくり課）
	☐ 特定疾患	氏や住所、健康保険の変更がある場合は、住所地の管轄保健所等の窓口で手続きをしてください。	鴻巣保健所
☐ 障害者手帳	☐ 身体障害者手帳・療育手帳	氏や住所が変わった場合は、住民票がある住所地の市区町村窓口で変更手続きをしてください。障害福祉サービスを利用している場合は、受給者証の変更手続きをしてください。	市役所（障がい福祉課）
	☐ 精神保健福祉手帳		
☐ その他 （想定されるもの）	☐ 住所や名義の変更手続	電気、ガス、水道、電話・携帯電話、車、公営住宅、銀行の通帳やキャッシュカード、生命保険、株、クレジットカード、運転免許証、パスポートなど	